

東整振第 17-557 号

平成 18 年 3 月 14 日

軽自動車検査協会東京主管事務所

所 長 林 純 二 殿

社団法人 東京都自動車整備振興会

会 長 塩 沢 優 介

練馬地区における軽自動車検査施設等の設置に関する要望について

軽自動車関係業務につきましては、平素から格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、練馬地区における軽自動車検査場の新設につきましては、かねてよりご要望申し上げているところでございますが未だ実現しておりません。

すでにご承知のとおり、東京都内における国の自動車検査登録エリアの中で、軽自動車の検査施設がないところは練馬地区だけとなっております。このことは、自動車使用者はもとより、自動車使用者から登録自動車や軽自動車の検査登録手続きを依頼され、業務を行っている練馬地区の会員整備事業者にとって、軽自動車の検査等手続きのため遠くまで移動しなければならないなど大きな負担となっているほか、交通渋滞や環境への悪影響などの弊害が憂慮されるところであります。

申し上げるまでもなく私ども整備業界は、高度に発達したこの車社会の中で、安全と環境を守るという非常に重要な使命を担いその役割を果たしてきておりますが、一方で多様化する自動車使用者のニーズに適切に対応していかなければなりません。

このため、当会としましては、練馬地区の軽自動車使用者並びに整備事業者の利便向上と負担軽減を図る観点から、引き続き練馬地区における軽自動車検査施設の設置について要望して参りますが、現段階において検査施設の設置は時期尚早ということであれば、少なくとも現車の提示を必要としない軽自動車の事務手続きが国の自動車検査登録事務処理と一体で出来る窓口を開設していただきますよう強く要望する次第です。